

2014 年度成蹊法科大学院入学試験問題 民事訴訟法

【問題 1】（配点：20 点）

未成年者、成年被後見人の訴訟能力について、民法の行為能力についての規定と比較しながら、説明しなさい。

【問題 2】（配点：30 点）

次の設例について、下の設問に答えなさい。

〔設例〕

X は、Y 及び Z を共同被告として、Y 及び Z に対して、連帯して X に 200 万円を支払うことを求める訴訟を提起した。その請求の原因の骨子は、「X は Y に対して 200 万円を貸し付け、Z は X に対して Y のその貸金の返還債務を連帯保証した。」というものであった。訴状副本、第 1 回口頭弁論期日呼出状等が、Y 及び Z 宛にそれぞれ郵便による送達で適式に送達された。

第 1 回口頭弁論期日に出席した Z は、X 主張の日に X が Y に対して 150 万円を貸し付け、Z がその返還債務を連帯保証したことは認めるが、これを超える貸付けがされたことはない、その 150 万円は約束の弁済期日に Y が X に弁済したと主張した。これに対し、X は、Z の主張する Y の弁済は受けていないと主張した。

Y は、第 1 回口頭弁論期日には出席せず、答弁書も準備書面も提出しなかった。

裁判所は、Y に対する請求と Z に対する請求の弁論を分離しないで審理を続けたが、Y は一度も口頭弁論期日に出席しなかった。

裁判所は、審理の結果に基づいて、「X が Y に貸し付けたのは 150 万円であり、200 万円とは認められない。150 万円の弁済は認められないが、約束の弁済期日に Y がその所有する時価 200 万円相当の商品を X 方に持参し、この商品を 150 万円の代物弁済として X に譲渡する合意が X と Y との間で成立して、商品が X に引き渡されたので、貸金債権は消滅した。」との趣旨の理由で、X の Y 及び Z に対する請求をいずれも棄却した。

〔設問〕

- (1) 裁判所が、Y に対する請求を棄却する判決をしたことは、適法か、違法か。結論と簡潔な理由を書きなさい。
- (2) 裁判所が、Z に対する請求を棄却する判決をしたことは、適法か、違法か。結論と簡潔な理由を書きなさい。